

豊中町土地改良区定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もって農業生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の持続的な実施に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、豊中町土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は香川県土改第270号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地区内にある土地のうち、土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

市町名	地区名	地域
三豊市豊中町	下高野	一円の田畑
三豊市豊中町	岡本	一円の田畑
三豊市豊中町	比地大	一円の田畑
三豊市豊中町	笠田笠岡・笠田竹田	一円の田畑
三豊市豊中町	上高野	一円の田畑
三豊市豊中町	本山甲・本山乙	一円の田畑

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- 一 地区内の区画整理及び農用地造成
- 二 地区内の灌漑排水施設・農道その他農用地の保全又は利用上必要な施設の新設又は改良及び維持管理
- 三 老朽ため池の改修工事
- 四 その他前各号に附帯する災害復旧事業

2 この土地改良区は、前項各号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を、他の目的に使用させることができる。

- 3 この土地改良区は、国営土地改良事業及び県営土地改良事業によって造成された施設を管理委託される場合はこれを受託する。
- 4 この土地改良区は、第1項各号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で多面的機能支払にかかる活動組織に参画し、保全向上活動を行うことができる。
- 5 この土地改良区は、第1項各号の事業及び前項の事業を行うに当たり、多面的機能支払にかかる活動組織からその事務を委託される場合は、これを受託することができる。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、香川県三豊市に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場に掲示してこれをするとともに、その広告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。

- 2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会議

(総代会)

第7条 この土地改良区に、総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第8条 総代の定数は、60人とする。

(総代の選挙)

第9条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

- 2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項にお

いて準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

- 2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎年3月に開催する。

(組合員の請求による会議招集)

第13条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(書面による議決)

- 第14条** やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面により議決権を行うことができる。
- 2 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、総代会の会日の前日（通知で別に定めたときは、その日時）までにこの土地改良区に提出しなければならない。

(議決方法の特例等)

第15条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、維持管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止、並びに合併及び解散、その他重要な事項を除いて急施を要する事が明白である事項に限り、予め通知した事項以外の事項であっても、これを議決することができる。

第16条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第17条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

(総会)

第18条 第15条から前条までの規定は、総会について準用する。

第3章 役員

(役員の定数)

第19条 この土地改良区の役員定数は、理事16名及び監事6名とする。

2 前項の監事定数のうち、5名は組合員とし、1名は法第18条第7項各号の全てに該当する者とする。

3 第1項の理事定数のうち、2人は組合員でない者とする。

4 第1項の理事定数のうち、2人は女性とする。

(役員の選任)

第20条 役員は、総代が総代会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員の選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規定で定める。

(理事長及び副理事長)

第21条 理事は、理事長1名・副理事長5名を互選するものとする。

第22条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は、予め理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときは、その職務を行う。

(事務の決定)

第23条 この土地改良区の手務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な業務については理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第24条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものと

する。

(役員の任期等)

第25条 役員の任期は4年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選、法136条の規定による議決の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、選任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、役員の全員にかかるときは、その任期は前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員の失職)

第26条 理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。

第4章 経費の分担

(経費の分担)

第27条 第4条第1項第1号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき各區別に規約に基づいて定める土地の地積に比例して賦課する。ただし、換地処分の公告のあった後においては、当該換地処分に係る換地計画において定められた換地交付基準地積に比例して賦課する。

2 第4条第1項第2号から第4号までの事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

3 前2項の規定にかかわらず、各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

(負担金及び分担金)

第28条 この土地改良区は、法第90条の規定に基づき、国営土地改良事業の負担金を負担する。

2 前項の負担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、基準により各地域ごとに地積割に賦課する。

第29条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき、県営土地改良事業の分担金を負担する。

- 2 前項の分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、基準により各地域ごとに地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第30条 前3条の規定により賦課金、夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

(夫役の履行)

第31条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれに当たり、又は代人をもってこれを履行することができる。

- 2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第32条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良施行令第47条の規定に該当する場合において、当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第33条 この土地改良区は、法第90条の2及び法第91条の2の規定に基づき国営土地改良事業及び県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

- 2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第34条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第35条 第27条から第29条まで、第32条又は第33条の規定により、賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき一日金4銭の延滞金並びに督促状を発した場合には、督促手数料82円を過怠金として徴収する。

- 2 前項の滞納金又は過怠金を市町が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。
- 3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定により、これを減免することができる。

第5章 雑則

(係及び委員会)

第36条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

3 理事会は、前2項に規定する各係又は委員会ごとに担当理事を定める。

(加入金)

第37条 新たに、この土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は、10アールにつき金100,000円の範囲内において総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収額についての過怠金)

第38条 前条の規定により加入金、法第43条第2項の規定により決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については第35条の規定を準用する。

(基本財産)

第39条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

3 この土地改良区は、その管理する土地改良施設（当該土地改良施設と密接に関連する施設を含む。）について、将来行われるべき当該土地改良区の更新のために行う当該土地改良施設の変更に必要となる費用に充てるための資金を、前項の基本財産として積み立てるものとする。

(財産の分配の制限)

第40条 この土地改良区の財産については、組合員に分配することができない。

(残余財産の帰属者)

第41条 この土地改良区が解散（合併による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により選定した地方公共団体

又は土地改良施設の管理を行う許可地縁団体若しくは一般社団法人に帰属する。

- 2 前項の理事会の議決により残余財産を帰属させる者を選定しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかなければならない。

(事業年度)

第42条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日迄とする。

(電磁的方法)

第43条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付又はその行為に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

- 2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第44条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

- 1 この土地改良区の設立当時の理事及び監事は、この定款にかかわらず土地改良法第18条の規定に基づき、申請人の定めるところによる。
- 2 この定款は、香川県知事の認可のあった日(昭和48年11月13日)から、施行する。

附 則

- 1 この変更定款は、香川県知事の認可のあった日(昭和60年7月2日)から、施行する。

附 則

- 1 この変更定款は、香川県知事の認可のあった日(昭和62年4月13日)から、施行する。

附 則

- 1 この変更定款は、香川県知事の認可のあった日(昭和62年6月1日)から、

施行する。

附 則

- 1 この定款変更中第16条及び役員選任規定第2条の規定の変更は、現在役員の任期満了その他の事由による次期の選任のときから施行するものとし、それまではなお従前の例による。
- 2 この変更定款は、香川県知事の認可のあった日（昭和63年4月13日）から、施行する。

附 則

- 1 この変更定款は、香川県知事の認可のあった日（平成18年1月11日）から、施行する。

附 則

- 1 この変更定款は、香川県知事の認可のあった日（平成28年10月11日）から、施行する。

附 則

- 1 この変更定款は、香川県知事の認可のあった日（平成29年4月13日）から、施行する。

附 則

- 1 この変更定款は、香川県知事の認可のあった日（令和2年5月1日）から施行する。
- 2 土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号）の経過措置を準用する。

附 則

- 1 この変更定款は、香川県知事の許可のあった日（令和4年4月1日）から施行する。

附 則

- 1 この変更定款は、香川県知事の許可のあった日（令和5年12月1日）から施行する。

附 則

- 1 この変更定款は、香川県知事の許可のあった日（令和7年6月5日）から施行する。

附 則

- 1 この変更定款は、香川県知事の許可のあった日（令和7年9月12日）から施行する。

附 則

- 1 この変更定款は、香川県知事の許可のあった日（令和8年5月18日）から施行する。